

明治維新期の「国語」教育

——中等学校国語教育史（二）——

浜本 純逸

キーワード： 輪講 会読 女紅場 小学校中等科 小学読本 小学中等読本
小学校教則綱領

目次

はじめに（本稿の課題）

一 前近代の「国語」関連科目

- 1 漢学私塾の風景
- 2 藩校における「国語」関連科目の教育

二 「学制」期の中等程度の「国語」

- 1 学制の制定と新しい学校制度の構想
- 2 学制期中学校の開設
- 3 学制期の女子教育
 - 1) 私塾における女子の学習
 - 2) 官営女子教育
 - 3) 女子中等教育の場としての女紅場

4 小学校における中等程度の読本

- 5 中学校の欧化主義教育課程と「国語」関連科目

三 「教育令」期の「国語」関連科目

- 1 教育令前後の中学校教育課程と「国語」関連科目
 - 2 小学中等科と初等中学校
 - 3 「小学校教則綱領」後の小学中等科読本
—国語科教育意識の芽生え—
- まとめ

はじめに（本稿の課題）

十九世紀には中等学校の国語科教育は形成されていなかった。しかし、中等教育としての「言葉の教育」または「国語の教育」の必要性は自覚され、江戸期の寺子屋・私塾・藩校などにおいて自然発生的に教育活動がなされていた。それは基本的には入学随時の個別指導であり「自由教育」であった。明治維新によって開国が進み、一八七二（明治五）年の「学制」公布により近代教育制度への転換が図られ、教室の授業を実現しようとする学校制度の確立を目指し、共通の教育内容を一斉に教授する方法の移入を目指していた。中等教育は、前近代の「自由教育」の基盤に統制的な近代教育を根付かせる模索をする混沌状態にあった。

一八八二（明治十五）年頃までは「国語の教育」が未生状態であり、前近代の伝統を生かそうとする試みと近代教育を定着させようとする試みがせめぎ合い、地域ごとに多様な試行がなされる、いわば〈くらげなす「国語教育」〉状態であった。そのため、この期の「国語」の教育についての史的研究はほとんどなされていない。

本稿は、この期の中等教育学校概念を「小学校中等科」及び「女紅場」にまで広げ、明治維新前後から明治十五年頃までの、いわゆる〈くらげなす国語科〉の時代の「〈国語〉の教育」の実相を、法令・教科目・教師・教育課程・教科書・学習者（学び手）に即して解明する。

一 前近代の「国語」関連科目

1. 漢学私塾の風景

菅茶山（一七四八～一八二七）は、それまでの私塾「黄葉夕陽村舎」を寛政八年（一七九六）年「廉塾」に改めて教育を始めた。四書（大学・中庸・論語・孟子）・五経（易経・詩経・書経・礼記・春秋）を中心に、蒙求・左伝・唐詩選・文章軌範などをテキストとして講義・輪講をおこなった。頼山陽（一七八〇～一八三二）が訪れて講義することがあった。

廉塾には、次のような「規約」があった。

- 一 素読いたし候人日々かけぬ様に受け習ひ可被

致候。講席不参の節ハ其訳可被申出候。

- 一 受ならひ或者さらへ等をも随分静にし、文字覚へ候様可被致候。
- 一 講釈・輪講有之候前に、其の書を熟読いたし、席後に又再見いたし聞漏し候処ハ可被尋候。講席にて互に顔を見合せ、或者笑ひ、或者睨ミなといたし候事有之間敷候。中坐被致間敷候。懶眠被致間敷候。
- 一 詩文会者月に六度有之候得者其外妄に作るへからず、読書を第一に可被致候。詩文も読書にあらされハ出来不申候物に候、六度者かけぬ様に作るへく候。
- 一 塾の書物内分にてとり出し候事無用二候。借覧いたし度候得者主人へ可被申出候。

（1）

これによって、江戸末期の漢学私塾の講義学習の風景をうかがうことができる。

2. 藩校における「国語」関連科目の教育

信州小諸の藩校・明倫堂は、享和二（一八〇二）年に設立された。その教科書と指導法は、四段階に分けられていた。

第一段階 漢学教訓書 三字経・孝経・小学 四書・五経 の素読

第二段階 漢文歴史書 国史略・日本外史・十八史略・元明史略 の会読・輪講

第三段階 歴史専門書 史記・左伝・前後漢書の講釈

第四段階 一般選択書 経学・歴史・経済法律書 の講習

教科書は教訓書と歴史書が中核で、ほとんど漢書を用いている。信州高島藩の国学校では古事記・万葉集・古事記伝・祝詞考などを用いていたが、全国的には和文を用いた藩校は少なかった。

小諸 明倫堂の授業の日程は、近藤頼道によれば、下表のようにおこなわれていた。

素読	毎日八時 教頭 2人 教授中巡視監督 助教 2 上等生・中等生に教授 句読師 2 下等生・五経生・四書 生以下口授
復読	毎日一二時 教頭 2 中等生以下温習 句読師 2 (補欠員)
講義	二の日 教頭 文官に講義 兵士に講義 経史 中の世道人心に裨補するもの
輪講	四・九の昼 教頭 句読師以下大義に通 二・七の夜 じる者が集会して討論
文会	毎月二五日の夜 教頭 課題作文
詩会	毎月一〇日の夜 教頭 韻を探り詩を賦す
夜学	二・七と一〇日 教頭 1 在校生に質問・復読 二五日を除く 助教 1
手跡	毎日午前一〇時 教授 土童蒙生に筆意教授 (2)

教育課程の段階は、1 素読、2 会読・輪講、3 講積の順となっており、教材の配列にも易から難へと学習者の発達への配慮がなされていた。

江戸末期には、指導方法は1 素読、2 復講、3 輪講・会読、4 講積、という上達に応じた階梯が一般化していた。

素読は文章を繰り返し誦読することによってその意味を自得させる読み方である。句読師は句点・読点・段落など文章の区切り方を教えた。大体において学習者一人に句読師一人が付き、マンツーマンの指導がなされた。復講は復習のことであり、学習者が自分で理解を確かめ深める学習である。輪講は積義に関する学習者同士でおこなう集団学習である。質問し合うことによって競争意識がはたらく。会読は指導者の前でおこない講義の不足を補ってもらう。文会は漢作文の時間であり、詩会は漢詩を作る時間である。(拙稿「漢文教育の成立過程」『国語教育史研究 第一三号』参照)

上級の者が下級生を指導するという教授システムは全国的におこなわれていた。教えるために学び、学ぶ

ために教える教育制度であった。教える者も学ぶ者も共に成長していくという「教学相長」の思想を見ることが出来る。

二 「学制」期の中等程度の「国語」

1 学制の制定と新しい学校制度の構想

一八六八年に江戸幕府が倒壊して明治政府が成立したことは、封建制から立憲君主制への、まさに「御一新」であった。公的には、教育においても「学制」(一八七二年)を發布して、私事としての「子育て」から公事としての「学校教育」への大転換がはかられた。しかし、実際には、行政制度・税制など「国のかたち」の創出・整備が急で、教育制度・教員養成・学校施設の創出・整備は数十年の時間をかけて進められなければならなかった。

一般に維新直後の明治初年代は、新政府の洋式教育の導入による「国民創出」の意図とは別に、庶民は旧来の寺子屋における無学年制、個別指導、漢学私塾や洋学私塾における少数教育になじんでいて、西欧の近代文明や多人数を一斉に教える学校制度を受け入れる意識基盤は薄かった。そのような人々の教育施設に対する常識の中に、維新政府は学年制・一斉授業の近代学校制度を持ち込んだのである。

新政府は、一八七二(明治五)年八月二日に「学事奨励に関する被仰出書」を布告し、学校設立の趣旨を殖産興業と近代的国民形成の観点から説いている。実学的功利的な学問(勉強)観である。

身を脩め智を開き才芸を長ずるは学にあらざれば能はず是れ学校の設あるゆゑん …中略…

人能く其才のあるところに応じ勉励して之に従事ししかして後初て生を治め産を興し業を昌にするを得べし士人以上の稀に学ぶものも動もすれば国家の為にすと唱へ身を立るの基たるを知らずして或は詞章記誦の末に趨り空理虚談の途に陥り其論高尚に似たりといへども之を身に行ひ事に施すこと能ざるもの少からず是すなはち沿襲の習弊にして文明普ねからず才芸の長ぜずして貧乏破産喪家の徒多きゆゑんなり是故に人たるものは学ばずんば

あるべからず …中略…

必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す(明治五年八月二日 太政官布告第二百十四号)

その翌日、明治政府は「邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん」とする意欲を、具体的に学校制度構想として示した。

全国を八大学区に分ち、各大学区に大学校一を置く。

一大学区を三二中学区に分ち、各中学区に中学校一を置く。

一中学区を二百十小学区に分ち、各小学区に一小学校を置く。

この時に小学校・女紅場・中学校という近代学校が生まれ、「学区」の概念が定着していった。明治十年代には、高等小学校・中学校・高等女学校と呼ばれる中等学校が設立されていった。

新政府の文部省は、まず小学校と師範学校の設立に努めた。各地域には、庶民の教育要求によって女子のための教育機関として「女紅場」が生まれていた。

小学校は、下等小学校(四年・八級)と上等小学校(四年・八級)に分けられていた。六歳入学であったから上等小学校は十四歳で卒業することになっていた。

2 学制期中学校の開設

一八七三(明治六)年以後、あるいは私塾を整えあるいは藩校を改めて、中学校が、置賜・宮城・堺・足柄・岡山・鳥取・福岡・小倉・和歌山・鹿児島等の諸県に開設されていった。その他の各県における開設の概況を次に記す。

一八七〇(明治三)年 洋学校→愛知英語学校→愛知第一中学校→愛知県立旭丘高等学校

一八七二(明治五)年 国漢学校(→長岡中学校)開校

一八七三(明治六)年 欧学校→大阪府立第一番中学校→府立北野中学校→大阪府立北野高等学校

一八七三(明治六)年 岐阜町小学校仮中学校→遷

番中学校→岐阜中学校→県立岐阜高等学校

一八七六(明治九)年 沼津中学校開校

一八七七(明治十)年 広島県英学校→広島県第一尋常中学校→国泰寺高校

一八七八(明治十一)年 東京府第一中学校(→日比谷)

一八七八(明治十一)年 県立高知中学校→高知県立追手前高等学校

一八七八(明治十一)年 県立松山中学校→松山第一高等学校→県立松山東高等学校

一八八〇(明治十三)年 首里中学校 → 沖縄県立第一

中学校→県立首里高等学校

3 学制期の女子教育

1. 私塾における女子の学習

明治一〇年前後には、東京では、明治初年に報国学舎、明治八年に跡見女学校・三浦女学校、明治一〇年に村上女学校・恒徳女学校等が開かれた。

山川菊栄の回想記によれば、父親の転勤に伴って水戸から出京し、男女共学の報国学舎に入学した菊栄の母・青山千世は、明治六年二月のこととして、女子を蔑視する男子生徒の行為とそれをはね返す女子生徒の様子を生き生きと語っている。報国学舎は、英語の訳読、漢学、洋算を教えていた。

男の子は十五、六歳から十八、九歳のなまいきざかり、数も多く、なにぶん女といえども虫けら同様にしか考えなかった時代のことですから、女と机を並べるのがよほどいまいまいしかったらしく、ミス・ピアソンの前でこそ慎んでいたものの、その姿の見ない所では、あらゆるいやがらせをやりました。女の子を見れば「おかめ」、「ひよっこ」、「おたふく」などとよびかけるのは普通のこと、女の子がなにかいたり、したりするごとにワッと笑ったり、ヒューヒューヒュー口笛をふいたり、ガタガタ床をふみならしたり、なにかにつけて意地わるく出て、女の子をおさえつけ、結局来させないようにする腹だったようです。女の

方は数が少なく、おまけにお嬢さん育ちときには達者なやりとりもできないところでしたが、幸い年もとっており、伝法な宮木お信さんがいてくれて助かりました。

「何をッ！べらぼうめ。おたんちん野郎！女だろうがおたふくだろうがてめえらのお世話になるかってんだ。女に英語が読めてくやしいのか。男のくせにケチな野郎だ。くやしけりゃあ遠慮はいらねエ。てめえらも負けずにペラペラッと読んで見ねえ。さ、読んでみな。読めねエか。ざまアみやがれ、読めねえなら読めねえでいいからおとなしくひっこんでろい。文句があるならタバになってかかってきやがれ。てめえらの相手にゃおいらひとりでももったいねエや」。

あのすんなりとしたいきなお信さん（*当時、一四、五歳）のどこからあんなすさまじい悪態がわきだしてくるかと思うようでしたが、いくたびかこういう場面がくり返されているうちに、いつのまにか少年たちはおとなしくなってしまう、女を目のかたきにしてからかうようなことはなくなりました。が娘たちの方でも勉強には真剣で男の子が何といおうと相手にせず、実力で少年たちを圧倒する勢いでもあったので、しぜん悪口がいえなくなった点もありましょう。（3）

この報国学舎は、明治七年の春に廃校になった。

青山千世は、その後、明治七年秋創立の同人社女学校（校長・中村正直）に学び、明治八年九月開設のお茶の水女子師範学校（校長代理・中村正直）の試験を受けて入学した。入学試験の問題は、

かな交じりの文章でかいた理科の本『登高自卑』
算術は四則

漢文は『皇朝史略』

であった（同前、三六頁）。

一八七五（明治八）年一月、跡見花蹊は、それまでの女子塾を跡見女学校と改めて開校した（のち、跡見学園中学校・同高等学校）。その学科内容と指導方法は、次のようであった。

漢籍は最初三字経よりはじめて四書五経・輿地誌略・國史略・日本外史・十八史略・文章軌範の如きものを、順次姉弟子より妹弟子に素読を伝へ、最後に最年長者のためには渡澄重石丸と言へる丁髷老の先生が隔日に講義及び輪読等の教官たり、算術も稍後には専門家の先生などの来校ありし様子なりしも、多くは長より幼へ、裁縫は先生の姉君千代瀧女子、点茶は父君重敬翁が教授せられたり、また琴曲の稽古は山登松齡翁の高弟伊豆 江刀自の受持にて、和歌は鈴木重嶺先生が折々来校ありて古今和歌集の講義並びに題詠などを添削せられたり。總じてやかましき校則などなかりしも自らなる規則ありて和氣藹々たり。（4）

講義・輪講・算術の基礎的な部分は、年長者が教官となって下級生を教えていた。江戸時代の漢学塾と同じ仕組みであった。

明治の初年代には、次のように、私立の女学校が設立された。その多くは宣教師による女学校であった。

一八七〇（明治三）年 フェリス女学校、一八七二（明治五）年に水交女塾、
一八七四（明治七）年に立教女学校、
一八七五（明治八）年に跡見女学校、
「神戸ホーム」（一八九四神戸女学院
一八七七（明治一〇）年に海岸女学校（
一八八九、青山女学院）、明治学院、
一八七九（明治一二）年に活水女学校
一八八六（明治一九）年に宮城女学校、
山陽英和女学校（→一九四八山陽女子高等学校・
中学校）、
一八八七（明治二〇）年に親和女学校
などが設立された。

2. 官営女子教育

明治政府は、一八七二（明治五）年八月二日布達の「学事奨励に関する被仰出書書」において四民平等に、また男女の別なく自立自尊のために「学ばずんばあるべからず」と学ぶことを奨励し、その施設の施行を約束した。

学問は士人以上の事とし農工商及婦女子に至っては之を度外におき学問の何物たるを弁ぜず又士人以上の稀に学ぶものも動もすれば国家の為にすと唱へ身を立るの基たるを知らずして或は詞章記誦の末に趨り空理虚談の途に陥り其論高尚に似たりといへども之を身に行ひ事に施すこと能ざるもの少からず是すなはち沿襲の習弊にして文明普ねからず才芸の長ぜずして貧乏破産喪家の徒多きゆゑなり是故に人たるものは学ばずんばあるべからず……中略……自今以後一般の人民華土族農工商及婦女子必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す

明治政府の「女子も男子と同じように学ぶこと」という教育方針に沿って、女子教育への関心も高まった。

東京では、一八七一（明治五）年二月共立女学校が設立された。共立女学校は翌年官立東京女学校と改称、一八七五年に「（入学資格は）小学校卒業の女子で年齢十四歳以上」として中等教育機関と定められたが、一八七七（明治一〇）年に廃校となった。生徒は、東京女子師範学校（後のお茶の水女子師範学校）に移籍され、制度としては一八八二（明治一五）年七月 東京女子師範学校附属高等女学校として位置づけられた。「学制」では中学校への女子の入学を想定していなかったため「別学条項」がなく、中学校への女子の入学は認められていた。実際に少数ながら女子の入学者はいた。

一八七九年の「教育令」により、小学校以外は「男女別学」が明文化されたために、中学校への女子の入学の道は閉ざされ、女子の中等教育は「女学校」でおこなうしか制度的保障がなくなった。

官立女学校をモデルとして、一八七五（明治八）年に栃木女学校、七九（明治一二）年に岐阜普通女学校が創立された。それらの学校では、次のような教科書が使用された。

単語篇、輿地誌略、勸善訓蒙、学問のすゝめ、コ
ル子ル小地理書 ウェルソンスペリング

3. 女子中等教育の場としての女紅場

初等小学校（四年制）に入学できなかった者およびその卒業生の技芸習得への要望が強く、京都では、一八七二（明治五）年四月に、中流・上流階級の女子に英語・歴史・地理・裁縫・礼式などを教授することを目的に、日本最初の女子中等教育機関として府立「新英学級及女紅場」が設立された。（*注 女紅場〈によこうば〉の「女紅」は、「女工」と同義で裁縫や手芸のような手仕事を表し、当時は女子に必要な教養をも含む意味を持っていた。）この学校は、一八七六（明治九）年五月、京都府立女学校と改め、女紅場の教師養成をする機関ともなった。当初は英語・裁縫・機織・袋物・押絵等を教科とし、明治八年から珠算・筆算・習字が加えられた。教師には、山本覚馬の妹やえ・跡見花蹊等がいた。戦後は新制高校「京都府立鴨沂高等学校」となった。（5）。

一九七三（明治六）年二月に中流以下の階層のための「市中女紅場」（民営）が作られ、その後、民営または公営の塾のような「市中女紅場」設置が京都だけでなく全国に広がっていった。

一八七四（明治七年）、堺県に織物工場に働く女性を対象として「市中女紅場」が設立された。十三歳以上の者を入学させ、習字、算術、読書、書取、裁縫、糸繰、組物、飲食調理、修身を教えていた（6）。明治三三（一九〇〇）年堺市立堺高等女学校と改称され、一九四八（昭和二三）年四月 大阪府立泉陽高等学校となった。

岡山県は一八七六（明治九）年五月区々村々に裁縫嚮を設け、九月裁縫嚮を女紅場と改称した。同年制定の岡山県「女紅場規則」では、総論で目的と指導内容を次のように規定している。

蓋シ婦女ノ最モ先キニシ最モ急ニセサル可ラサル者ハ裁縫紡織ナリ、今此場ハ年令十四以上ニシテ婚嫁ノ期ニ近者ヲシテ先ツ其最先最急ノ事ヲ学ハシメ漸次他ノ諸工ニ推及セシムル者ナリ

従来小学ニ入ルヲ得スシテ徒ニ家居スルノ女子ハ俚言鄙辞多ク且礼節ニ闇ク以テ入場ノ始メ五、六級ノ間ハ勉メテ言語礼節身体動止ノ略節ヲ授ク

岡山県では、一八七七（明治一〇）年に女紅場は最寄りの小学校の附属裁縫所となった。岡山県和気郡の例を見ると、教員は一枚ないし数枚に一名を置き、生徒は小学校の就否を問わず満一〇ヶ年以上のものたるべしとしている。裁縫だけでなく礼節（天皇制教育とは異なる、生活のための「修身」）を教え、言語の教育をもおこなっていた。（7）

一八七七（明治一〇）年 四月に同志社分校女紅場が開設され、同九月に女紅場を同志社女学校と改称した。

世の中が近代社会へと大きく変動していった時期の教育要求に応えようとする地方自治体の懸命の対応姿勢が認められる。「市中女紅場」の初期は、各種学校または実業補習学校の性格を持っていた。後に高等女学校を経て高等学校へと発展していった。

4 小学校における中等程度の読本

明治初年代の中等「国語」教育は、寺子屋を編成替えた小学校、漢学私塾や洋学私塾、及び公立小中学校でおこなわれていた。寺子屋では「いろは歌」や「千字文」の読み書きを教えていた。明治六年以後、小学校低学年では「単語篇」を教え、上学年（四～六学年）では文部省刊行の『小学読本』（田中義廉編）・『小学読本』（榊原芳野編）を教科書としていた。

田中義廉『小学読本 第一』の冒頭には、地球の人種解説の文章と賢愚論の文章が掲げられていた。

凡世界に、住居する人に、五種あり、
○亜細亜人種、○欧羅巴人種、○メレイ人種、○
○亜米利加入種、○亜弗利加入種なり、
○日本人は、亜細亜人種の中なり、

(8)

冒頭に掲げられたこの文章から、文明開化の時代の学習者の目を広く世界に開こうとしていたことを知る。気宇壮大な教育観を見ることができよう。漢文訓読体でしかも翻訳調の格調の高い文章は、「当時、小学校に学んだ多くの子どもたちによって暗記され、口ずさまれた」と、『日本教科書体系 近代編 第四巻』（講談社）の解説は述べている。

この次に、田中本は賢愚論を掲げている。

凡世間の、人々に、賢きものと、愚かなるものあれども、皆幼稚のときより、学校に入りて、能く勉強すれば、事を、覚えざるものなし、

○人、一たび読みて、事を覚ゆれば、已はこれを百たび読むべし、

○人、十たび習ふて、事を知れば、已はこれを、千たび習ふべし、

○個様に、怠りなく、勉強すれば、必ず事を覚ゆるものなり

○愚かなるものにも多く事を知りたれば、賢き人と、なるものとなり、

(8—1—10頁)

榊原編『小学読本』巻四の冒頭にも、これと同じ主旨の賢愚論が掲げられている。

人の天性は至りて相近きものなるを賢愚の遠く分るゝ所以は幼時より學ぶと學ばざると勉むると勉めざるとに あり勉めて學ぶ時は人々皆大人君子となるべく又文人才子とも成る事を得べし

かく天然の才智を稟けたる身にて學ばず勉めず終に自不才無智の人となるは即所謂自暴自棄にして其天性を賊するものと云ふべし

歎ずべきの甚だしきにあらずや

(9)

「生まれつき天性は同じであるが学ばなければ損なわれる」と学びの意義を強調している。これらの文章は、同一材源であろう。平易な「学問のすすめ」であり、メタ学習論である。この文章が榊原本の巻四に採録されているという事実は、小学校中学年（つまり、当時の中等小学校）の学習材として編集されたのである。

田中本はその後に、学校で学ぶ意義を説いている。

人は、六七歳に至れば、皆小學校に入りて、一般の学文を、習ふべし、

○小學校は、士、農、工、商とも、皆學ぶべき、学文を、教ふる所なり、

凡そ世間の、人々に、賢きものあれども、皆幼稚のときより学校に入りてよく勉強すれば、事を覚えざるものなし、

……中略……

○愚かなるものにも多く事をしりたれば、賢き人と、なるものなり、

(8—1—1頁)

この二種の学問(勉強)観は、実学的功利的である。「学事奨励に関する被仰出書」の学問(勉強)観を平易に説いた文章である、と言えよう。

この二種の教科書は、国語読本ではない。国語・歴史・地誌・算数・理科などの文章が盛り込まれている百科全書的教科書である。

また、同読本は、新しく学ぶ子どもたちへの「勉強の仕方について」の啓蒙書でもあった。次のように、文字を学ぶ意義、読書の意義、聞き方、読書法を述べている。

[卷之一]

汝等は、文字を、書き得るや、

○文字を、書き得ざるときは、人に書状を、贈ること能はず、

○このゆゑに、汝等は、文字を、書くことを學ぶべし、

汝等は、文字を、読み得るや、

○文字を読むことを、知らざれば、人より、贈りたる、書状を、読むこと能はず、

○書物を、読こと能はざれば、事を知ることなし、

○見よ、事を知らざる人は、智恵ありとも、物の用に、立ち難し、

○ゆゑに、文字を、読むことを、知らざれば、愚なる人なるなり、

○汝等は、務めて、文字を、読むことを、學ぶべし、

(8—1—2四頁)

[卷之三] 書を学ばんと欲するときは、如何に難き所にも、これを止めず、勉強して、学び得るに、あらざれば、他事を、為すとなかれ、縦令ひ力に餘る箇條にても、餘念なく、勉強すれば、これを、理理解すべきものなり、

苦みなければ、樂あらず、勉めざれば、遊歩も、

樂あらず、故に、書を学時も、其文を理解して、後遊歩すべし、

(8—1—六七頁)

田中本と並行して発行された榊原芳野編『小学読本』の卷四・五の撰文は那珂通高と稲垣千穎が担当していた。田中読本にくらべて、偉人や武将の逸話が多く教訓性が強い。物語の採録には国学的な傾向が強くなっている。

卷之四には「楠正成の教誡」、「義家の学問」などがあり、卷之五には「小式部の内侍」の話が採録されていた。

小式部の内侍は橘ノ道貞の女なりいまだ幼かりし時禁中に歌合有りけるに其作者に備りたり母は和泉式部とて世に名高き歌よみ也ければ人皆小式部の歌は母の直したるものとのみ疑ひ居けるに其頃和泉式部は後の夫丹後守藤原保昌に従ひて彼国に下りてありければ中納言定頼卿小式部の局の前にて戯に丹後へ遣されたる使は帰りたりやと言ひけるに小式部簾より半出でて定頼卿の直衣の袖を扣へて

大江山いくのゝ道の遠ければまだふみも見ず
天のはしだて

と詠みかけたりければ定頼卿驚きて返歌もせずして袖を引き放ちて逃げられたり

才芸は年齢に拘らず勉勵の功を積むに随ひて熟すべし小式部母の教育によりて年纔に十余歳なるに歌よみの中に加りてかく老成の人をも驚かしたる

(10)

これらの「読本」で見ると、初等小学校は、文字の読み書き能力と生活に必要な知識を授けることを主眼としていたことがうかがえる。中等小学校(四学年～)では、改めて仕切り直して「国語」の学び方及び読み物や古典を教えようとしており、中等教育のおもむきを強くしていた。その内容は偉人の逸話を多く採録しており、教訓的な要素が強かった。

5 中学校の欧化主義教育課程と「国語」関連科目

「学制」（明治五（一九七二）年）に基づいて中学校が設置されることになった。当初は、とりあえず中学区内の旧藩校又は私塾を中学校にあて、併せて公費で建設する方策がとられた。まずは英語、漢文、数学を教えるのが大半であった。のちの、いわゆる「国語科」という科目はなかった。その後次第に地理や理科が教科目に加えられていったが、英語を用いて教える学校と日本語で教える学校が想定されていた。

「学制」の第二九章では、中学校を下等中学校（十四歳～十六歳）と上等中学校（十七歳～十九歳）に分ち、それぞれに一六科目、一五科目を示した。下等中学校の科目は次のとおりである。

国語学、算術、習字、地学、史学、外国語学、
窮理学、図画、古言学、幾何学、代数学、記簿法、
博物学、化学、修身学、生理学、国体学、政
体大意、国勢学大意、奏楽 当分缺

その配列はランダムで学問の性質を考慮したものはなかった。「言葉の教育」に関する科目には、「国語学（文法）」・「習字」・「古言学」があった。しかし、その指導内容や教材及び方法についての観念は不分明であった。

これらの科目を満たす学校を正則中学校とした。実際は、漢籍を主とし英語や数学を加えて教育内容とする変則中学校がほとんどであった。

文部省は、明治五年八月の布達番外「外国教師ニテ教授スル中学教則」で、

- 一 此中学ニ入ルモノ最初予科二級ヲ洋語ニテ授クコレ此中学ニ入ルノ階梯ニシテ此限一ヶ年トス
- 一 此二等（上下）ノ中学ヲ卒業シタルモノヲ専門大学ニ入ル事トス

としている。

この布達を受けて、各地の中学校は外国人教師を招くことを前提にして教育課程を作成した。地域性による違いはあったが、一・二学年で語学を集中的に教え、三学年で英書を教科書とし、英語を用いて数学・歴史・物理等を学ばせるという傾向は共通していた。その実

際を、「鳥取第一中学校校則」・「広島県中学校教則」・「千葉中学校教則」などに見ることができる。

「鳥取第一中学校校則」（明治六年一〇月）

下等三級 地学 史学 博物学 物理学 文章学
修身学 数学 画学

上級一級 史学 博物学 物理学 生理学 経済学
政治学 法律学 文章学 数学 幾何学
画学

* 毎日の授業は八時間とし、内五時間を洋学・算術。三時間を和漢書籍・訳書・習字とする。

* 明治七年十一月から英語を正則として課した。明治八年二月に慶應義塾出身者が教諭に招かれ、以後和漢書の外はすべて英語で講義された

* 中学入学試験に初歩英語を課していた。地理・西洋歴史・化学・数学・物理は英語の原書を教科書としていた。（11）

鳥取第一中学校、明治七年上等小学（生徒年齢十歳以上萬十四歳ニ限ル）課業表の「読物科」教材は次の通りであった。

文法書 日本地理、日本文典、萬国地理書、輿地誌略、脩身論、日本略史、勸善訓蒙、校正王代一覽、

泰西史鑑、萬国史略、物理階梯、化学説略、博物誌、真政大意、化学訓蒙、博物新史編構造（12）

同校第五回卒業生の西晋一郎は、漢文学習と英語による学習の相乗効果について、次のように回想している。

二学年の地理及西洋歴史、三学年の生理地文、四学年の化学代数、五学年の物理三角術等、皆悉く英語の原書を教科書として用いて居った。二学年の時、スウイントンの万国史をよみ、且記憶するなど骨が折れたように思う。英語の程度が今日の中学校に於てより余程高く、且つ進度加速であったにも拘らず、修業の出来たのは当時、学生の氣風が概して刻苦精励であったのと、一つは漢文の力が勝れて居ったからであると思う。漢文の力で英語が出来るとは一寸分り兼ねるかも知れぬが、事實はたしかにそうである。漢文は支那の教

科として十八史略を読み、八大家史記、左伝、大学まで学んだから余程進んで居った。(同前『百年史』 七五頁)

(補注) 当時、箕作麟祥訳述『泰西勸善訓蒙』(明治四年)、阿部泰蔵訳『修身論』(明治五年)、片山淳吉訳『物理階梯』(明治五年)などは出版されていた。

次に『広島県中学教則』(明治十年十二月)の教育課程「第二年第一期」とその頃生徒であった黒木一作の授業回想を記す。

習字 (英) スペンセリアン習字本
書取 (英) 抜抄セル文章ヲ書取ラシム
作文 (漢) 記事 (英) 雑題
読方 (英) 訳読ニテ学ヒシ所ヲ読マシ
会話 (英) パーテル会話書
文法 (英) ピ子ヲ小文典
地理 (英) コーナル中地理書
歴史 (漢) 皇朝史略 (英) パーレー万国史
算術 (英) ロビンソン小算術書
口授 諸書ヲ参考シテ勸懲ノ事ヲ談話ス
体操 (13)

黒木逸作「回顧録」(明治二九年卒)

我が入学したのは、明治二四年九月一日であった。

一学年に日本外史を素読し、二、三学年に皇朝史略文章軌範を読み国文としては徒然草が用いられたことは記憶す。(14)

十一科目中七科目が英語による学習であった。地理、算術も洋書を教科書としている。ちなみに、明治十一年、広島県には公立中学校は一校のみで教員数七、生徒数一〇二人であり、私立中学校は三八校で教員数四六、生徒数一七七七人であった。(15)

千葉中学校(明治十一年〈一八七八〉年八月創立)の英語と漢文による授業の実際。

教課目は英語の原書を用いることが多く、ほかに日本史、支那史、日本文典、支那古典などがあり、国文

の教科はなく、読むものは英語と漢文だけであった。

同校最初の卒業生・木内重四郎の伝記(馬場恒吾著『木内重四郎伝』)は、明治十一年頃の授業を次のように回想していたことを伝えている。

中学の最初の課程は、毎日5時間の中、英語のみ4時間、皇朝史略1時間といふやうな並べ方で、殆ど英語の学修に集中されて居り、数学、歴史、地理の如きも英文のものを用ひた。英語の素養乏しき氏等は、開拓使版袖珍字書を貸与され、始めて字書の扱ひ方を教へられ、それをたよりに下読をして教場に出なければならぬので、頭脳の卓抜な氏の如きすら非常に苦しい勉強を続けなければならなかつた。例へば地理書の如き、毎日2頁の下読をなすのに、字書を引かなければ読めない字が6、7字もあつたり、又数学教師の如き、毎時間5、6頁乃至11、2頁の英算術書を音読するばかりで解釈などせず、生徒をして翌日答案を提出させるような、極度に刻苦自修せしめる教へ方であつた。(16)

中学校ではまだ「教科書」がなく、四書・五経、「日本略史」「万国地史略」「西洋事情」(福沢諭吉)などの丸本が「読書」の学習材として使われた。学習内容については、中等小学校・上等小学校と中学校の区別及び連絡の問題は明確には意識されていなかった。

当時の中等教育には、日本語で授業をするという觀念がなく、かつ日常生活に使っている生活語(つまり日本語)を身につけさせるという觀念もなかった。

三 「教育令」期の「国語」関連科目

1 教育令前後の中学校教育課程と「国語」関連科目

中等教育は、「学制」布告後も明治十五年に「中学校教則綱領」が出されるまでは民意の動向にゆだねられ、地域の必要と要求に応じてさまざまに模索されていった。明治十二年に公布された「教育令」(いわゆる「自由教育令」)は廃止され、師範学校の要素を重視する地域、実業教育を求め中堅層、「大学ノ階梯」に上るための学校を期待する要望、などによって多様な試行が試みられた。しかし、大久保利通の暗殺に見

られるように極端な欧化主義の見直しも始まり、小学校第一期の卒業生を受け入れる中学校の新設・増設の要望もあり、中等学校制度は多様であった。また教科書づくりを通して〈国語科関連科目〉の内容と構造について多様な提案がなされた。

文部大臣河野敏謙のもとで「改正教育令」（いわゆる「干渉教育令」）が出された。中等学校の教育内容の標準化に向けての施策が始まったのは、一八八一（明治十四）年の「中学校教則大綱」以後であった。

岐阜県では、一八七五年（明治八）～一八七九年にかけて、およそ二十校の私立中学校があった。その一つ、雲谷仁斎之「截石私校」（安八郡）の学科目は、修身学・史学・博物学・作文であった。

同県の「教則」によればテキストは次の通り。

六級	授読	皇朝史略、十八史略、日本外史
五級	質問	皇朝史略、同統、輿地誌略
	輪読	同上
四級	質問	十八史略、元明史略、日本兵要地理小史
	輪講	統皇朝史略、輿地誌略
	策問	真仮名短文 (17)

長野県の松本師範松本支校正定上等小学教則(明一〇年三月)入学者を、第八級から第一級まで「生徒八年齢十歳ヨリ十四歳二終り在学五箇年」と定めて、教育課程を編成している。そのうち、「国語関連科目」を一覧すると、下表のようになる。

	第八級	第七級
読物	小学日本文典一二 兵要日本地理小誌 一二 勸善訓蒙	小学日本文典一二 兵要日本地理一 日本略史一
習字	細字楷書	同前細字行書
作文	書簡・記事体文	同前
	第六級	第五級
読物	輿地誌略一二 日本略史二三 勸善訓蒙	輿地誌略三四 万国史略一
習字	同前	細字草書

	同前	同前
	<u>第四級</u>	<u>第三級</u>
読物	輿地誌略五六 万国史略二三	輿地誌略七八 万国史略四 物理階梯一
習字	同前	細字速写
作文	同前	同前
	<u>第二級</u>	<u>第一級</u>
	輿地誌略九 物理階梯一	
	初学人身窮理上	同前下
習字	同前	
作文	同前	同前

(18)

一八七八（明治一一）年一二月に高知県当局に報告された「高知尋常中学（四年課程）規則」には「文学科」が設けられていた。その内容は、文法講義と作文であった。

一八八〇（明治一三）年の県立松本中学校の「規則」は、学科課程（第八級 第一年前期～第一級 第四年後期）文学 各一週六時を次のように規定していた。

	第八級
文学	正文章軌範卷之一・二ヲ講読セシメ兼テ真仮名ヲ作ラシメ又 記事文ヲ与エテ漢文ニ復サシム
修身口授	古人ノ行ヲ口授ス（一週一時）
	第七級
文学	正文章軌範卷之三ヨリ七マテヲ講読セシメ 兼テ作文及復 文セシムル
修身口授	（一週一時） 前級ニ同シ
	第六級
文学	八大家文卷之十ヨリ二十マテ読マシメ兼テ 真仮名ヲ作ラシメ又俗文ヲ与ヘテ漢文ニ訳 サシム
修身口授	（一週一時） 前級ニ同シ

第五級

文学	八大家文卷之二十一ヨリ三十マテヲ読マシ メ兼テ作文及訳文セシムル 前級ニ同シ
修身口授	(一週一時) 前級ニ同シ

第四級

文学	八大家文卷之一ヨリ九マテヲ読マシメ兼テ 漢文ヲ作ラシム
修身学	大学ヲ授ク (一週一時)

第三級

文学	春秋左氏伝卷之一ヨリ十マテ講読セシメ兼 テ漢文ヲ作ラシム
修身学	論語卷之一ヲ授ク

第二級

文学	春秋左氏伝卷之十一ヨリ二十マデ 講読読セシメ兼テ漢文ヲ作ラシム
修身学	(一週六時) 論語卷之二ヨリ卷之七マテヲ 授ク

第一級

文学	春秋左氏伝卷之二十一ヨリ卷マテヲ講読セ シメ兼テ漢文ヲ作ラシム
修身学	(一週六時) 論語卷之八ヨリ卷 尾マテ及中庸ヲ授ク (19)

長野県松本中学校では、(国語関連科目)として「文学」・「修身学」が設けられていた。「文学」の中に文章学・作文・史伝講読を含めていたことがわかる。教科書は、「文章軌範」・「八大家文」・「春秋左氏伝」・「論語」であった。

一八七七(明治一〇)年九月に開校した 大阪府立第一番中学校(→大阪府立北野中学校)の教科書は次の通りであった。

一八七七(明治一〇)年九月

下等中学(第四級二年前期)

和書	万国地志 内国史 修身書
和作文	諸証文

一八七八(明治一一)年八月

上等中学(第三級二年後期)

史学	十八史略 慕惟廉英国史
地理学	
修身学	(口授を主とす)
作文	文章軌範 (20)

下等中学第四級二年前期の作文に「諸証文」が課されていたことに注目したい。当時の中学校で「実用文を書く力」を養成していたのである。

公立岩手中学校 一八八〇(明治一三年)創立(→盛岡中学校) 一学年(第八学級生)の教科書は次のとおり

修身学	『小学』内篇 週六時間
史学	『国史略』(前半)、『元朝清史』 (石村貞一篇、前半)、『万国史略一、二』 週六時間
文章学	国文法と漢文 『詞の八衢』、『文章軌範』 (前半部) 週六時間
物理	『物理全誌』(宇田川準一著) 週九時間
地理学	『地誌要略』(大槻修二編) 週九時間
数学	雑類問題、記簿法単記、 週六時間

画学	自在画法、(曲線・直線等によって成つた単形)
幾何画法	(平面幾何に属する問題) 『画手本』(本多錦吉著)

週六時間

英学科は、リーダーと原書による地理の教科書が用意されていたが、専門の英語教師はまだ着任していなかった。(21)

漢文・英語で書かれた文章を読むことによって、修身・地理・歴史(日本史・世界史)・化学・博物・物理などを学ぶことができると考えていた。修身・歴史・作文は、漢文で書かれた教科書を使って教授していた。

教材は、一冊の本であった。いわゆる「丸本」を生徒に与えていたのである。教科書の採用は民意にゆだねられていたのであるが、年ごとに精選され、次第に標準化されていく傾向にあった。論語・勸善訓蒙・文章軌範・八大家文・日本文典・十八史略・史記・万国史略・日本外史・皇朝史略などの書が共通に選ばれていった。

当時の中等教育には、日本語で授業をするという観念がなく、かつ日常生活で使っている生活語（つまり日本語）について教えるという観念も少なかった。

ただし、岐阜県私立中学校に「真仮名短文」、大阪府立第一番中学校の一八七七（明治一〇）年校則に「和作文 諸証文」が教育内容とされていたこと、一八八〇年に岩手中学校において国文法教科書『詞の八衢』を使用している、など和文の教材化も試み始められていた。

教育的観点から優れた文章を抄出して「選文集」を編むという教科書編集は一八八二（明治十五）年以後のことである。

2 小学中等科と初等中学校

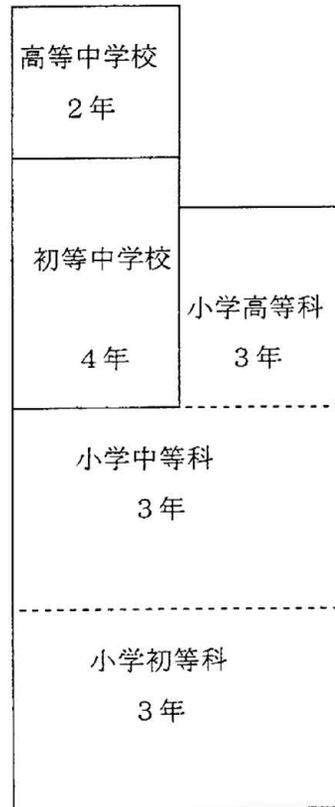
明治初年代は、就学意識は薄く、学年制による進級意識も弱く、学習者の進路への配慮もあいまいであった。

しかし、一八七九（明治一二）年には福沢諭吉の『学問のすすめ』が刊行され、近代社会での勉強・学問の意味が将来の職業との関係で考えられるようになった。新設された小学校の下等課程（三年）の一期生が卒業しはじめると、地域の関心は中学校進学及び中学校新設にも向けられるようになった。

「学制」の形式主義の非現実性が露わになり、一八七九（明治十二）年に「教育令」、翌一八八〇（明治一三）年には「改正教育令」が出され、義務教育年限が三ヶ年に短縮された。小学校初等科三ヶ年が就学義務となった。その上級の課程は、各府県又は各地方で上等小学・高等小学など多様な編成をしていた。四・四制の他三・三制、三・三・二制などもあった。

一八八一（明治一四）年5月「小学校教則綱領」・7

月「中学校教則大綱」が定められ、小学校は初等科3年、中等科3年、高等科2年となった。中学校は初等中学校（4年）、高等中学校（2年）となった。制度面・実際面において10歳以後の子どもの進学先は小学高等科と中学校とに分けられた。いわゆる複線型学校制度になったのである。



一八八六（明治一九）年に「尋常中学校ノ学科及其程度」において尋常中学校ノ修業年限が五年となり、中学校は制度的に安定した。

「国語」教育に関しては、庶民は文字の読み書き学習に関心を持ち、旧武士階級や町民の富裕層及び富農は漢籍解説や英語の学習に関心をもっていた。「国語」という概念がなく「国語科」という科目概念もなかった。明治三十年代半ばまでは、「国語」概念の形成と「国語科」模索の歴史であった。

本稿では、当時の小学中等科以後の学習内容は中等教育の学習内容であると見なし、この時期の十歳以後の教育・学習を中等教育のそれとして考察の小学初等科 対象とする。

3 「小学校教則綱領」後の小学中等科読本一國語科教育意識の芽生え一

廃藩置県による士族制度の廃止は、旧士族の不満を鬱積させ、各地で一揆が頻発したが、明治十年の西郷隆盛の叛乱が鎮圧されてのちは藩を超えたまとまりへの志向が強まった。板垣退助らは民権思想を掲げて自由民権運動を起こしていた。それに対して明治政府は天皇を君主とする立憲君主制を目指していた。国のかたちを整えていく時になっていたのである。

一八八一（明治一四）年五月に布達された「小学校教則綱領」では、小学校は初等科（三年）・中等科（三年）高等科（二年）に区分し、小学校中等科及び高等科の国語関係科目を、「読書(読方・作文)」と「習字」の二科に分け、「読書」の指導内容を次のように規定した。

中等科ニ於テハ近易ノ漢文読本若クハ稍高尚ノ仮名交ジリ文ノ読本ヲ授ケ

高等科ニ於テハ漢文ノ読本若クハ高尚ノ仮名交ジリ文ノ読本ヲ授クヘシ

凡読本ハ文体雅馴ニシテ學術上ノ益アル記事或ハ生徒ノ心意ヲ愉ハシムヘキ文詞ヲ包有スルモノヲ撰用ス 一ヘク之ヲ授クルニ当テハ読法、字義、句意、章意、句ノ変化等ヲ理会セシムルコトヲ旨トスヘシ

「綱領」のこの条文に基づいて、いくつかの「中等程度」の「漢文読本」や「小学中等読本」が編纂された。

明治一四（一八八一）年六月発行された木沢成肅編『小学中等読本 3冊』（阪上半七 発行）は、その刊行と編集の趣旨を、次のように述べている。

一文部省ノ新頒教則、中等三期ニ、漢文或ハ和文ヲ誦読スルノ課業アリ、其綱領ニ照準シ、漢文読本ヲ編輯シ、又之ヲ訳シテ和文トナス、其校生徒ノ便宜ニ因リ、各之ヲ採用スル為ニ、此撰アル所以ナリ

一此編、或ハ孝悌、或ハ義戦、或ハ治績或ハ詩歌、錯雑シテ之ヲ載ス、是レ生徒ヲシテ、意思轉換倦マザラシム

一小学生徒読書ノ業ハ、心思ヲ勞セスシテ自ラ得ルヲ宜トス、故ニ此編、先ツ我國古人ノ功績ヲ記シ、次ニ支那西洋ノ美蹟ヲ載ス、皆是レ心思ヲ怡ハシ、及意義ノ解シ易キヲ專トス

一我国、君臣ノ大義名分ヲ重ンスルハ、国体ノ然ラシムル所以ナリ、故ニ此書、多ク勤皇愛国ノ事蹟ヲ抄出ス、其要生徒誦読ノ間、固有ノ義氣ヲ奮発スルニ在ルノミ（22—二六七頁）

文部省の「教則綱領」に基づいて「漢文読本」と「和文読本」の2種類の本を編纂発行したこと、生徒を倦きさせないために戦記・治績・詩歌等を集めて雑纂編集にしたこと、中国・西洋・日本の古人の功績を記し生徒が苦勞せずして内容把握できるようにしたことを述べ、「勤皇愛国ノ事績」を掲出して生徒の「義氣ヲ奮発」させることとした、という。

まず漢文読本を編集し、次いでそれを和訳したという編集順序に、编者及び時代の漢文中心の典範意識がうかがえる。「孝悌」の儒教精神、「勤皇愛国」の思想への配慮には、急激な文明開化流行に対する揺り戻しを見ることができようか。

木沢成肅本、和文巻一・巻二の巻首及び巻三の巻尾の目次を紹介しよう。

巻一	巻二	巻三
繼体帝ノ政治	清寧帝俊ヲ貴フ	……………
安世書ヲ読ム	三條帝ノ厚情	可為ノ勤皇
曹彬印ヲ取ル	子春ノ至孝	班女博学
孔融ノ恭讓	休彌爾列爾ノ格言	白石博識
夏井ノ疲駿	内侍ノ詞藻	藤樹ノ徳望
宗信ノ氣概	頭房の諷諫	近江聖人
……………	……………	巴律西ノ志
		剛毅

* 巴律西はフランスの陶芸家の名前
木沢本『小学中等読本 漢文 巻一』の「牛董發明は、ニュートンのエピソードである。

牛董見_二 樹菓墜_一。知_三 地有_二引力_一。因_レ 悟_二 日月星運行之理_一。

或問_レ 之曰。君由_二 何工夫_一。得_二 此大發明乎_一。

牛董答曰。常思不_レ 忘。以得_レ 之也。

牛董嘗告_レ 人曰。吾所_レ 欲_二 發明之事_一。

常留_二 之目前_一 不_レ 失。経_レ 久如_二 朧月帯_一 翳。以_レ 斬増_レ 明。卒至_三 見_二 出圓滿明白_一。皆由_二 耐久之力_一也。

*牛董=ニュートン
(23-二六丁)

木沢本『小学中等読本巻二』の「第五課 内侍ノ詞藻」は、例の小式部の内侍の「大江山」の歌にまつわるエピソードである。

小式部ノ内侍ハ、幼フシテ上東門院藤太后ニ給仕ス、父ハ和泉守橘道貞、母式部ハ、藤原保昌ニ嫁シ、丹後ノ国ニアリ、時ニ宮中歌会アリ、内侍之ニ預ル、期ニ先チ、中納言定頼内侍ノ房側ヲ過ル、戯ニ問ヒテ曰、既ニ丹後ノ好消息フルカ否、コレ母ノ歌稿ヲ得テ、己ノ吟案トナスヲ云フ、内侍卒爾ニ吟詠シ、之ニ応フ、定頼感嘆シテ去ル

(22-二九二)

榊原芳野編『小学読本』の巻五の第二十三課に採録された文章(22-二五三頁)とほぼ同じ内容である。小式部内侍の詞藻の豊かさと才気を讃えるとともに、中納言定頼の軽薄ぶりが笑いを誘う。

巻三の末尾には、中国人・日本人・フランス人のエピソードを配列している。西欧文化への関心も失っていないことがわかる。小学校五年生・六年生に読ませる文章としてはレベルが高い。学習者の発達についての配慮は弱い。

明治一五(1882)年5月刊の内田嘉一編『小学読本 中等科巻一六』(金港堂)の小学校四・五・六年の教科書であるが、やはりレベルの高い文章が集められている。

その「緒言」は、次のように編集方針・取り扱い方・指導方法を述べている。

一高キニ登ルハ必ズ卑キヨリシ遠キニ行クハ必ズ近

キヨリス子弟ヲ教フルモ亦然リ此書初ハ浅近ノ事実?録シ課ヲ逐ヒ巻ヲ改ムルニ從テ漸ク義理ノ深遠ナルニ及ブ是亦下学シテ上達セシムルノ意ナリ一此書原ト一日一課ヲ授ケシメシメ期ス然レドモ編書ノ際事実各長短アリテ勢期スル所ニ從フヲ得ズ因テ泰西諸国ノ読本ニ就テ其体裁ヲ看ルニ亦皆此弊ヲ免レズ要スルニ教師之ヲ斟酌シ兒童ノカヲ量リテ之ヲ授クルニ在リ

一 読本ノ書ハ原ト文字章句ノ読方ヲ授ケ兼ネテ字義文脈ヲ解セシムルヲ主トス故ニ教授ノ方他書ノ如ク唯々文義一途ニ止マル可カラズ須ラク句読ヲ明ニシ字義文脈ヲ詳ニシテ之ヲ講明スベシ

(22-358)

本教科書の内容を概観するために巻一(四学年の前期)及び巻六(六学年の後期)の目次を抄出して紹介しよう。

巻ノ一

- 第一課 父母ニハ孝ヲ盡クセ
- 第二課 其の二
- 第三課 紅菌小童ヲ欺ク
- 第四課 元就箭ヲ折ラシメテ教訓ヲ垂ル
- 第五課 村童地理ヲ問フ

巻ノ六

- 第一課 龍果タシテ有リヤ
- 第二課 霏々トシテ初テ雪フル
- 第三課 支那歴代の大略
- 第八課 種樹郭駝ノ伝
- 第十九課 養生ノ大要

この教科書の特色の一つは、①修身、②博物(生物・人文地理・自然地理)、③歴史(日本・中国・西洋)、④言葉、と視野が広いことである。

二つは、問答形式で説明した文章が散見されることである。学習者の内なる学習意欲を開発しようとする意向が見られる。例えば巻ノ一「村童地理ヲ問フ」のように老翁と村童との問答によって知識を獲得させようとしている。学習者に思考をうながす工夫をしているのである。

村童曰ハク。我ガ村ト。隣村ト熟レカ広キ。

老翁之ニ答ヘテ曰ハク。隣村甚ダ広シ。
曰ハク。隣村ヨリ広キモノ猶アリヤ。
翁曰ハク。村ノ広狭一ナラザレドモ概ネ限アリテ。
大抵隣村ヨリ広キハナシ。之ヨリ広キハ郡ナリ。
郡ハ村ヨリ広キコト数十倍。郡ヨリ広キハ国ナリ。
国ヨリ広キハ道ナリ。畿ナリ。

村童曰ハク。其郡其国甚ダ広キモ。我ガ村ノ如ク。
川ニハ土橋アリ。沼ニハ小舟アリ、四方皆山ニテ？
犬ノ声遙カニ聞コエ。春ハ鶯ノ声アリ。夏ハ蟬声
アリ。秋ハ落葉路ヲ埋メ。冬ハ田毎ニ寒月ヲ宿ス
ノ佳境ナルハ有ラザルベシ。如何。

老翁曰ク。日本国ハ ……後略…)

(22-三五八頁)

三つは、多様な文体に出会わせようとするものである。
卷ノ六「霏々トシテ初テ雪フル」は、漢文訓読体であ
るが、口語表現が交じっており、漢文訓読体風の文体
と言えようか。修辭を意識した韻文でもある。

霏々トシテ初テ雪フル。何ゾ喜バシキ。看ズヤ。
片々落花ノ如シ。尺ニ満テ。尺ニ満テ。明朝好戲
ヲ取ラント。兒童ヨリ叫ビ帰リ。刀ヲ?ヘテ後園
ニ人リ。竹ヲ截テ竹馬ヲ作ル。

霏々トシテ初テ雪フル。何ゾ愉快ナル吾富貴ニズ
ト雖モ。幸ニ塵事ニ役セラレズ。

名ハ吾ガ願非ラズ。行楽ハ固ヨリ期スル所。奈何
ゾ家ニ在テ此景ヲ等閑ニス可キト。詩人墨客ハ。
水楼ニ就テ吟賞ス。

霏々トシテ初テ雪フル。貧人は是ヨリ凍餓セン。此
ニ五戸アリ。皆貧家。明日倉ヲ開キ。又窖ヲ開キ。
米ヲ施シ且ツ薪ヲ与ヘン。去歲嚴寒人多ク凍ユ。
今年寒氣願クハ輕カラント。慈善ノ村翁。炉ヲ囲
テ兒孫ニ語ル。

霏々トシテ初テ雪フル。何ゾ此美ナル。降テ旬日
ニ至ルモ。吾輩復タ妨無シ。凡ソ世間誰カ能ク吾
輩ノ如ク安樂ナルト。山雀群リテ語り。一斉飛ビ
去テ。山中丹実ノ樹ニ集マリ。飽マデ之ヲ啄ミ。
以テ盛宴ヲ開ク。

蓋シ雪ハ元ト無情。寒氣結デ地ニ下ダル。然レド
モ人獸草木。貴賤富貴ノ別ニ從テ感ズル所。各異

ナリ。今聖賢上ニ在リ。教ヲ下ニ垂ルハコト。亦
之ニ似タル有リ。奸愚之ヲ怨ミ。善良之ヲ樂ム。
古今智愚一ナラズ。大聖人出ヅト雖モ復如何トモ
ス可ラズ。

(22-四六〇頁)

四つは、言葉のきまりや言語生活について考えさせ、
より良き言語習慣を身につけさせようとしている
ことである。卷ノ四・第四課「和漢ノ語脈」と同
卷・第十課「語勢同ジカラザレバ同語モ異ナリ」
を紹介しよう。

卷ノ四・第四課「和漢ノ語脈」

学童問フ。我学校ニ在テ。書翰文ヲ学ブニ。下サ
ルベシヲ必ず可被下ト書ク。何ヲ以テ是クノ如ク
転倒スル。

翁曰ハク。汝ノ問フ所甚ダ理ナリ。是古人漢文ニ
擬スルノ弊ヨリ起リシ者ニテ。大ニ皇国ノ語脈ニ
背ケル者ナリ。然レドモ。漢土ノ語脈ヲ以テ論ズ
レバ。可ノ字必ず上ニ在ルベシ。漢土ノ言語ハ。
我邦ト異ニシテ。先ツ 活字ヲ言ヒ。次ニ死字
ヲ言フ。活字トハ。動辭ノコトニシテ。看ル・聞
ク・把ル・磨(ス)ルノ類是ナリ。死字トハ。名辭
ノコトニシテ。花・笛・筆墨ノ類是ナリ。故ニ花
ヲ看笛ヲ聞キ筆ヲ把リ・墨ヲ磨ルヲ。漢土ニテハ。
看花・聞笛・把策・磨墨言フ。……後略……。

(22-四一五頁)

四卷・第十課 語勢同ジカラザレバ同語モ異ナ
リ

甲乙二人アリ。曾テ同シク出遊シテ帰ル。友人見
聞スル所ヲ問フ。甲鈍眼ヲ開テ曰ハク。我其詳ナ
ルヲ語ルコト能ハズ。我ガ見ル所ハ樹木ノ幽邃ナ
ルト。天色ノ晴朗ナルト。山嶽ノ起伏。流水ノ曲
折及ビ飛禽草花ナリト。其声緩慢ニシテ。言語甚
ダ懶キニ似タリ。故ニ聴ク人亦怠氣ヲ生シテ。不
興ヲ覺ユ。皆曰ハク。斯クノ如クバ、定メテ樂シ
カラジ。先キニ我輩同ジク遊バザリシヲ憾ミンガ。
今ハ却テ遊バザリシヲ喜ブナリト。

次ニ乙ニ問フ。卿ハ如何。乙膝ヲ拍チ快然トシテ
曰ハク。我ガ見ル所ハ他ニ非ズ。即チ樹木ノ幽邃

ナルト。天色ノ晴朗ナルト。山嶽ノ起伏。流水ノ
曲折。及ビ飛禽草花ナリト。説ク所甲ト異ナラザ
レドモ。毎語勢ヲ加へ。頗ル楽シカリシガ如シ。
是ヲ以テ皆曰ハク。斯クノ如クバ。定メテ快樂ヲ
得タラン。吾輩同シク遊バザリシヲ悔ユト。
凡ソ人ト語ルニ。音声清亮ナラズ。語勢鈍漫ナレ
バ。聴ク人倦厭ヲ生ジ。音声清亮。語勢軽快ナレ
バ。其言異ナラザレドモ。聴ク人覺エズ興ニ入ル。
……中略……語勢声音ノ緩急。亦心ヲ用フベキノ
一端ナリ。

(22-四一九P)

内田本は、この他に「言葉のきまりや言語生活につ
いて考えさせる」次のような文章を、採録している。

卷一 廿四課 類似ノ字ヲ誤ルコト勿レ

卷二 六課 異体同字の辨

十三課 類似ノ字ヲ誤ルコト勿レ

廿五課 野蛮ノ民文字ヲ見テ

魔術トス

卷三 六課 同訓異義ノ字解

卷四 七課 同訓異議ノ字解

廿二課 議論ハ着実ヲ尚ブ

卷五 二課 五言ノ詩始メテ起ル

六課 熟語の略解

十二課 梵語の略解

卷六 廿三課 行状一言 其ノ一

廿四課 行状一言 其ノ二

ここに、中等教育段階の「国語」教育における「内
容」へのまなざしの芽生えを見ることができよう。

なお、田中義廉本『小学読本 卷一』（小学校四学
年前期）に配列されていた「地球上の人種」は、内田
嘉一本『小学中等科読本』では、卷ノ四（小学校五学
年後期）に同内容のやや詳しい文章が「人種の大別」
と題して配列されている。

一八八一（明治一四）年五月、小学校教則綱領（中
等科・高等科）が出されて、小学校中等科において「近
易ノ漢文読本若クハ稍高尚ノ仮名交ジリ文ノ読本」を
教えることが規定され、それに基づいて小学校中等科

用の教科書が出版された。一八八〇年代に入ると、文
明開花期の西欧文化移入の偏りを脱し、西欧・中国・
日本の文化を教材化しようとする努力を見ることがで
きる。木沢成肅本は、人物の逸話を集めて教訓を読み
とらせることに主眼が置かれていた。内田嘉一本は、
①修身、②博物（生物・人文地理・自然地理）、③歴
史（日本・中国・西洋）、④言葉、と広い視野に立っ
て百科全書的な編集がなされていた。その中で「言葉
について考える」文章が採録されていたことが注目さ
れる。

おわりに

明治維新前後から明治十五年までの、いわゆる〈く
らげなす国語科〉の時代の「言葉の教育」の実相を、
法令・教科目・教師・教育課程・教科書・学習者（学
び手）に即して不十分ながらも解明してきた。中学校
と女学校に限定して研究されてきた従来の中高等教育
学校の概念を「女紅場」及び「小学校中等科」にまで広
げることを提案した。

そして、明治十五年頃までの〈国語科〉未生の時期に
「言葉の教育は何を内容とするべきか」という考察が
始まっていたことを指摘した。

本稿は、「女紅場」及び「小学校中等科」を含めた
中等教育学校における〈くらげなす国語科〉が豊かな
可能性を持っていたことを、いささかではあるが明ら
かにしてきたのである。

注

- 1 西原千代著『菅茶山』 二〇一〇年七月 白帝社
- 2 近藤頼道著『長野県教育史 国語教育』昭和五四
（一九七九）年三月三十一日刊 長野県教育史刊行会
四二六頁
- 3 山川菊栄『おんな二代の記』一九七二年一月二七
日 平凡社 二〇頁
- 4 〈最初の入学者、十二歳より十四歳まで二年間在学
した藤井瑞枝の回想〉。東京都文京区教育委員会編・
発行『文京教育史——学制百十年のあゆみ——』一
九八三年三月 二一六頁に拠る。

- 5 京都府教育会編『京都府教育史 上』 昭和五十八年四月 第一書房 復刻 三四七～三五一頁
- 6 水野真知子著『高等女学校の研究 上』 二〇〇九年 一〇月 野間教育研究所 八五頁
- 7 岡山県史編纂委員会編『岡山県史 近代Ⅰ』 一九八五年三月 岡山県発行 三二七～三二八頁
- 8 明治六年版「小学読本一」 古田東朔編『小学読本便覧 卷一』 文部省一一〇頁
- 9 明治七年版「小学読本四」 古田東朔編『小学読本便覧 卷一』 二八三頁
- 10 明治七年版「小学読本四」 古田東朔編『小学読本便覧 卷一』 三一八頁
- 11 『鳥取西校百年史』一九七三年〈昭和四八〉年一〇月 同編纂委員会 三六頁
- 12 『鳥取西校百年史（資料編）』同編纂委員会発行 一九七三年一〇月二八日 三九頁
- 13 国泰寺高校百年史編集委員会編『広島一中国泰寺高百年史』一九七七〈昭和五二〉年一一月 同校百年史事業会 二五頁
- 14 福本実編『鯉城 広島国泰寺高校創立八十周年記念』 広島県国泰寺高校 昭和三四年一月三十一日刊 一四一頁
- 15 数田猛雄著『広島県中等教育百年の回顧』一九六三年八月 同書出版刊行会 p 二六
- 16 一〇〇周年記念誌編集委員会編『千葉県立千葉高等学校創立一〇〇周年記念事業期成会 昭和三四年年一一月 六頁
- 17 岐阜県教育史 通史編近代Ⅰ』二〇〇三（平成一五）年二月 岐阜県教育委員会編刊 二二一頁
- 18 近藤頼道著『長野県教育史 国語教育』 昭和五四（1979）年3月31日刊 長野県教育史刊行会 四六六頁
- 19 松本深志高等学校刊行委員会編『長野県松本中学校・長野県松本深志高等学校 九十年史』松本深志高等学校刊行委員会刊 一九六九（昭和四十四）年三月二十日 三二p～三四P）
- 20 大阪府立北野高等学校創立120周年記念誌編集係『北野百二十年』同高等学校 一九九三年一〇月二九頁
- 21 岩手県立盛岡第一高等学校 校史編集委員会『白壁校百年史 通史』同校創立百周年記念事業推進委員会。一九八一年六月一五日発行 三七頁
- 22 海後宗臣編『日本教科書体系 近代編 第四巻 国語（一）』一九六四〈昭三九〉年一月
- 23 木沢成肅編『小学中等読本 漢文 卷一』一八八一（明治一四）年六月 阪上半七発行

参考文献

- 1 西尾実著『国語教育学の構想』 一九五一（昭和二六）年一月 筑摩書房
- 2 玉城肇著『日本教育発達史』 一九五六（昭和三一）年一〇月 三一書房
- 3 山根安太郎『国語教育史研究』 一九六六（昭和四一）年三月 溝本積善館
- 4 野地潤家『国語教育通史』 一九七四（昭和四九）年九月 共文社
- 5 倉澤栄吉他編『国語教育史資料 一～六』一九八一（昭和五六）年四月 東京法令
- 6 井上敏夫著『教科書を中心に見た国語教育史研究』 二〇〇九（平成二一）年九月 溪水社